

第 6711 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2021年)令和3年 6月28日 月曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <a href="https://www.zeirishi-miwa.co.jp">https://www.zeirishi-miwa.co.jp</a>
-----	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## ♠ ワークেশョンに係る取扱い

**Q** : 社員が出張の翌日に休暇を取得して観光したいと言っています。この場合の交通費と宿泊費はどうなりますか？

**A** : 次のようになります。

### 【解説】

#### ①交通費の取扱い

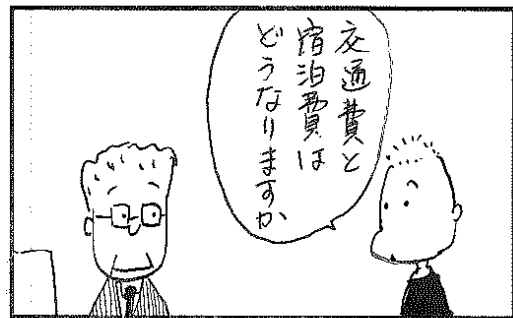
社員が出張の後に休暇を取得して観光をする場合であっても、その出張に係る旅行が業務の遂行上直接必要なものと認められる場合には、一般的に、その出張に係る往復の交通費は、その従業員に対する給与として課税されません。

この場合、その出張に係る旅行が業務の遂行上直接必要なものであるか否かは、その旅行の目的、旅行先、旅行経路、旅行期間等を総合勘案して実質的に判定されることとなります。

#### ②宿泊費の取扱い

会社が負担する宿泊費用については、その宿泊が業務の遂行上必要と認められるもので、通常必要と認められる金額のものであれば、従業員に対する給与として課税されません。

したがって、お尋ねのような業務遂行後の宿泊費用については、その宿泊が、業務終了時間から判断して当日に帰宅することが困難であるなどの事情によるものではなく、翌日に観光をするための宿泊と認められる場合のものであれば、その従業員に対する給与として課税されることとなります。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】